

平成 27 年5月8日

各 位

会 社 名: 株式会社ミツバ 代 表 者: 代表取締役 長瀬 裕一 コード番号: 7280 (東証第一部) 本社所在地: 群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地 問 合 せ先: 総務部長 武井 良明 電 話 番号: 0277-52-0187

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月19日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 27 条 (責任免除)及び定款第 38 条 (責任免除)の一部を変更するものであります
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠監査 役の予選に関する規定の項数が変更されましたので、定款第 31 条(選任)において 所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の他、字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案			
(目 的)		(目 的)			
第2条 当会	社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条	(現行	どおり)	
(1)~(21) (条文省略)			(1)~	(21) (現行どおり)	
(22)	発電事業 <u>およ</u> びその管理・運営 <u>なら</u> びに		(22)	発電事業 <u>及</u> びその管理・運営 <u>並</u> びに売電	
	売電に関する事業			に関する事業	
(23)	(条文省略)		(23)	(現行どおり)	
(略)					

現行定款変更案

### (責任免除)

### 第27条 (条文省略)

2. 当会社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契約 を締結することが出来る。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める最低責任限度額とする。 (責任免除)

第27条 (現行どおり)

2. 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める最低責任限度額とする。

(略)

(選 任)

## 第31条 (条文省略)

- 2. (条文省略)
- 3. 当会社は、会社法第329条第<u>2</u>項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4. (条文省略)

(選 任)

### 第31条 (現行どおり)

- 2. (現行どおり)
- 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4. (現行どおり)

(略)

(責任免除)

## 第38条 (条文省略)

2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契約 を締結することが出来る。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める最低責任限度額とする。 (責任免除)

# 第38条 (現行どおり)

2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条 第1項の賠償責任について法令に定める要件に 該当する場合には、賠償責任を限定する契約を 締結することが出来る。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める最低責任限度額とする。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日(金曜日) 定款変更の効力発生日 平成27年6月19日(金曜日)

以上